

水利使用に係る不適切事案への対応  
↓  
工作物の安全性、水利使用の適正性の確保

## 10電力会社(北海道、東北、東京、中部、北陸、関西、中国、四国、九州及び電源開発)

(別添1)

→河川法に基づく監督処分(5月16日付け)

- ① 発電水利使用に関する不適切事案に係る再発防止策
- ② 重大な違反事案に対する個別処分

### 国土交通省の取組

- ①法令遵守の指導強化
- ②抜き打ち検査の実施
- ③データ報告の厳格化
- ④再発防止策のフォローアップ

## 10電力会社以外の水利使用者

→不適切事案の再発防止の徹底を求めるとともに、個別事案の内容に応じて是正計画の報告等を求める

### ① 水利使用に関する不適切事案に係る再発防止の徹底

不適切事案の内容が多岐にわたる水利使用者に対しては、10電力会社に準じた次の再発防止策の実施を求める

- (1)水利使用に係る適正性の確認体制の整備
- (2)河川法令の遵守意識の徹底
- (3)河川法令手続に係る事前相談の徹底
- (4)定期的な自己点検の実施

### ② 個別事案の内容に応じた対応

次のとおり、10電力会社と同様の対応を求める

(現在までに許可取消等の個別処分が必要な重大な違反事案は確認されていない)

- (1)冷却水・雑用水関係 → 是正計画の提出を求める
- (2)許可手続きに遺漏のあった工作物の新築等関係 → 許可申請時と同等の資料の提出を求める
- (3)取水量上限設定プログラム(リミッター)関係 → 未解除の水利使用者に対し、早期解除と是正計画の提出等を求める